

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	5,000,000,000
計	5,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （平成16年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成16年6月28日）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	2,001,962,672	2,001,963,813	東京・大阪・名古屋 各市場第一部、フランクフルト、ロンドン、スイス	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	2,001,962,672	2,001,963,813	—	—

(注) 提出日現在の株式の発行数には、平成16年6月1日から本報告書提出日までの間の新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の転換及び新株引受権の権利行使を含む。）により発行した株式の数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

① 2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成14年5月27日発行）

	事業年度末現在 （平成16年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成16年5月31日）
新株予約権付社債の残高（百万円）	250,000	250,000
新株予約権の数（個）	50,000	50,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	208,159,866	208,159,866
新株予約権の行使時の払込金額（円/株）	1,201	1,201
新株予約権の行使期間	平成14年6月10日 ～平成21年5月13日（注）	平成14年6月10日 ～平成21年5月13日（注）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,201 資本組入額 601	発行価格 1,201 資本組入額 601
新株予約権の行使の条件	(1) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権の行使はできないものとする。 (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	(1) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権の行使はできないものとする。 (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡制限はない。	譲渡制限はない。

(注) 繰上償還の場合には、当該償還日の前銀行営業日までであります。

提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権（ストックオプション））は次のとおりであります。

① 平成12年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(千株)	1,020	985
新株予約権の行使時の払込金額(円/株)	3,563	3,563
新株予約権の行使期間	平成12年8月1日 ～平成22年6月29日	平成12年8月1日 ～平成22年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,563 資本組入額 1,782	発行価格 3,563 資本組入額 1,782
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。</p> <p>(2) この他、権利行使の条件は、平成12年6月29日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。</p> <p>(2) この他、権利行使の条件は、平成12年6月29日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	・権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

② 平成13年6月26日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(千株)	1,360	1,325
新株予約権の行使時の払込金額(円/株)	1,450	1,450
新株予約権の行使期間	平成13年8月1日 ～平成23年6月26日	平成13年8月1日 ～平成23年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,450 資本組入額 725	発行価格 1,450 資本組入額 725
新株予約権の行使の条件	(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2) この他、権利行使の条件は、平成13年6月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2) この他、権利行使の条件は、平成13年6月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	・権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

当社は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき転換社債を発行しております。

当該転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は次のとおりであります。

銘柄(発行日)	平成16年3月31日現在			平成16年5月31日現在		
	転換社債残高 (百万円)	転換価格 (円)	資本組入額 (円)	転換社債残高 (百万円)	転換価格 (円)	資本組入額 (円)
無担保第6回転換社債 (平成元年8月21日)	39,617	1,751.50	876	39,615	1,751.50	876

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成12年3月31日	20,781 (注) 1.	1,962,939	10,374 (注) 1.	306,246	10,374 (注) 1.	369,793
	58,018 (注) 2.		34,648 (注) 2.		41,133 (注) 2.	
平成13年3月31日	2,800 (注) 3.	1,977,227	1,398 (注) 3.	314,652	1,398 (注) 3.	380,170
	11,488 (注) 4.		7,007 (注) 4.		8,977 (注) 4.	
平成14年3月31日	19,452 (注) 5.	2,001,962	9,706 (注) 5.	324,624	9,706 (注) 5.	394,441
	5,281 (注) 6.		264 (注) 6.		4,564 (注) 6.	
平成15年3月31日	—	2,001,962	—	324,624	—	394,441
平成16年3月31日	—	2,001,962	—	324,624	△300,000 (注) 7.	94,441

(注) 1. 転換社債の株式への転換 (平成11. 4. 1～12. 3. 31)

2. 新株引受権の行使 (平成11. 4. 1～12. 3. 31)

3. 転換社債の株式への転換 (平成12. 4. 1～13. 3. 31)

4. 新株引受権の行使 (平成12. 4. 1～13. 3. 31)

5. 転換社債の株式への転換 (平成13. 4. 1～14. 3. 31)

6. 富士通システムコンストラクション株式会社との株式交換

株式交換日 : 平成13年8月1日

株式交換比率: 富士通システムコンストラクション株式会社の株式 (1株の額面金額50円) 1株につき当社の新株式 (1株の額面金額50円) 0.741株の割合

7. 商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。
(平成15年8月9日)

8. 当事業年度末日後、平成16年5月31日までの発行済株式数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成16年5月31日	1 (注) 9.	2,001,963	0 (注) 9.	324,625	0 (注) 9.	94,442

(注) 9. 転換社債の株式への転換

(4) 【所有者別状況】

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	合計	
株主数（人）	1	244	119	2,312	718	100	226,561	229,955	—
所有株式数 （単元）	178	799,529	44,696	166,266	367,694	311	610,210	1,988,573	13,389,672
所有株式数の 割合（%）	0.01	40.21	2.25	8.36	18.49	0.02	30.69	100	—

（注）1. 自己株式1,631,022株は「個人その他」に1,631単元及び「単元未満株式の状況」に22株を含めて記載しております。

なお、自己株式1,631,022株は株主名簿記載上の株式数であり、平成16年3月31日現在の実保有株式数は1,629,912株であります。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ370単元及び440株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	158,955	7.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	132,741	6.63
富士電機ホールディングス株式会社	川崎市川崎区田辺新田1番1号	77,421	3.87
みずほ信託退職給付信託富士電機システムズ口再信託受託者資産管理サービス信託	東京都中央区晴海一丁目8番12号	60,296	3.01
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	英国・ロンドン	54,538	2.72
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	米国・ボストン	45,347	2.27
みずほ信託退職給付信託富士電機機器制御口再信託受託者資産管理サービス信託	東京都中央区晴海一丁目8番12号	40,697	2.03
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿一丁目7番3号	40,218	2.01
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	32,441	1.62
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	22,943	1.15
計	—	665,600	33.25

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) の所有株式数は、各行の信託業務に係るものです。
2. みずほ信託退職給付信託富士電機システムズ口再信託受託者資産管理サービス信託及びみずほ信託退職給付信託富士電機機器制御口再信託受託者資産管理サービス信託につきましては、富士電機株式会社 (現 富士電機ホールディングス株式会社) が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権の行使については、それぞれ富士電機システム株式会社、富士電機機器制御株式会社の指図により行使されることとなっております。上記を含め、富士電機グループが退職給付信託財産として所有する当社株式は、合計153,942千株であります。
3. モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドから平成15年12月11日付で大量保有報告 (変更報告書) の提出があり、平成15年11月30日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主には含めておりません。なお、その大量保有報告書 (変更報告書) の内容は次のとおりであります。
- | | |
|----------------|--------------------------|
| 大量保有者 (共同保有) | モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド他9社 |
| 保有株式数 | 86,661,567株 |
| 発行済株式に対する保有の割合 | 4.33% |

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成16年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,753,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,986,820,000	1,986,820	同上
単元未満株式	普通株式 13,389,672	—	同上
発行済株式総数	2,001,962,672	—	—
総株主の議決権	—	1,986,820	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、370,000 株 (議決権の数370 個) 及び名義人以外から株券喪失登録のあった株式が18,000株 (議決権の数18個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成16年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
富士通(株)	東京都港区東新橋一丁目5番2号	1,629,000	—	1,629,000	0.08
富士テレコム(株)	東京都板橋区板橋一丁目53番2号	83,000	—	83,000	0.00
北陸コンピュータ・サービス(株)	石川県金沢市駅西本町二丁目7番21号	18,000	—	18,000	0.00
(株)北海道電子計算センター	札幌市中央区南一条西十丁目2	10,000	—	10,000	0.00
(株)テクノプロジェクト	島根県松江市学園南二丁目10番14号	9,000	—	9,000	0.00
中央コンピューター(株)	大阪市北区西天満五丁目14番10号	4,000	—	4,000	0.00
計	—	1,753,000	—	1,753,000	0.09

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の欄に1,000株 (議決権の数1個) 含まれております。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しており、旧商法第280条ノ19の規定に基づき、下表①、②の付与対象者に対して新株引受権を付与することを、平成12年6月29日及び平成13年6月26日開催の定時株主総会において決議しております。

当該制度の内容は次のとおりであります。

① 平成12年6月29日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成12年6月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役32名及び従業員のうち取締役に準ずる職責を持つ経営幹部15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 新株発行価額は、権利付与日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）又は権利付与日の終値（終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い方とする。

なお、権利付与日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（転換社債の転換及び新株引受権の権利行使の場合を除く）には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。当社が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券又は時価を下回る価額をもって新株を引き受ける権利を付与された証券を発行する場合も同様とする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、権利付与日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 平成13年6月26日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成13年6月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役32名及び従業員のうち取締役に準ずる職責を持つ経営幹部18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 新株発行価額は、権利付与日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含む。以下「終値」という)の平均値(終値のない日数を除く)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)又は権利付与日の終値(終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い方とする。

なお、権利付与日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(転換社債の転換及び新株引受権の権利行使の場合を除く)には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。当社が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券又は時価を下回る価額をもって新株を引き受ける権利を付与された証券を発行する場合も同様とする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、権利付与日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

平成16年6月23日現在

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
自己株式取得に係る決議	—	—	—

(注) 平成16年6月23日開催の定時株主総会において定款の一部を変更し、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けすることができる旨を定めております。

3 【配当政策】

当社の利益配分の考え方は、株主に安定的な利益の還元を図るとともに、財務体質の強化及び業績の中長期的な向上を踏まえた積極的な事業展開に備えるため、内部留保を充実することにあります。

当期の業績につきましては、連結の営業利益が1,503億円で前期比49.7%の増益、単独の営業利益が329億円で前期比50.8%の増益と、過去2年間の事業構造改革により、収益力の回復も着実に進んできています。こうした本業による回復に加え、財務体質改善のスピードを上げるため、保有資産の効率化などの対策も着実に実行してまいりました。この結果、連結の当期純利益が497億円、単独の当期純利益が170億円と3期ぶりに益転いたしました。

これらを受け、平成14年度中間より実施を見送っておりました配当につきましては、1株当たり期末配当金3円00銭（年間3円00銭）を実施いたしました。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第100期	第101期	第102期	第103期	第104期
決算年月	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月
最高（円）	5,030	3,780	1,815	1,094	752
最低（円）	1,885	1,386	711	307	300

（注） 株価は東京証券取引所（市場第一部）における市場相場であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成15年10月	11月	12月	平成16年1月	2月	3月
最高（円）	752	718	643	739	677	680
最低（円）	582	570	557	634	618	603

（注） 株価は東京証券取引所（市場第一部）における市場相場であります。

5 【役員の状況】

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
代表取締役会長	秋草 直之	昭和13年12月12日	昭和36年4月 当社入社 昭和61年12月 システム本部長代理 昭和63年6月 取締役 平成3年6月 常務取締役 平成4年6月 専務取締役 平成10年6月 代表取締役社長 平成15年6月 代表取締役会長（現在に至る）	15
代表取締役社長	黒川 博昭	昭和18年4月9日	昭和42年4月 当社入社 平成10年6月 ソフト・サービス事業推進本部副本部長 平成11年6月 取締役 平成13年4月 常務取締役 平成14年6月 常務執行役 平成15年4月 経営執行役副社長 平成15年6月 代表取締役社長（現在に至る）	7
取締役	沢 邦彦	昭和11年6月3日	昭和34年4月 富士電機製造(株)（現 富士電機ホールディングス(株)）入社 平成7年6月 同社代表取締役副社長 平成10年6月 当社取締役（現在に至る） 平成10年6月 富士電機(株)（現 富士電機ホールディングス(株)）代表取締役社長（現在に至る）	3
取締役	大浦 博	昭和9年2月14日	昭和31年4月 当社入社 昭和60年6月 当社取締役 昭和63年6月 常務取締役 平成元年6月 (株)アドバンテスト代表取締役社長 平成13年6月 同社代表取締役会長（現在に至る） 平成15年6月 当社取締役（現在に至る）	34
取締役	野中 郁次郎	昭和10年5月10日	昭和53年4月 南山大学経営学部教授 昭和54年1月 防衛大学校教授 昭和57年4月 一橋大学商学部附属産業経営研究施設教授 平成7年2月 北陸先端科学技術大学院大学教授併任 平成9年5月 カリフォルニア大学ゼロックス知識学ファカルティ・フェロー（現在に至る） 平成12年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現在に至る） 平成16年6月 当社取締役（現在に至る）	0
取締役副会長	高島 章	昭和14年3月18日	昭和38年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省 平成8年8月 (株)日本総合研究所顧問 平成9年6月 当社常務取締役 平成12年4月 専務取締役 平成14年6月 取締役専務執行役 平成16年6月 取締役副会長（現在に至る）	9
取締役専務	斑目 廣哉	昭和20年3月23日	昭和42年4月 当社入社 平成6年6月 システムインテグレーション本部第一システム事業部長 平成8年6月 取締役 平成12年4月 常務取締役 平成14年6月 常務執行役 平成15年4月 経営執行役専務（現在に至る） 平成15年6月 取締役専務（現在に至る）	12

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役専務	鈴木 國明	昭和20年8月28日	昭和44年7月 当社入社 平成9年8月 西日本営業本部長 平成12年4月 マーケティング本部長 平成12年6月 取締役 平成14年6月 常務執行役 平成15年4月 経営執行役専務（現在に至る） 平成15年6月 取締役専務（現在に至る）	5
取締役専務	小倉 正道	昭和21年6月30日	昭和44年4月 当社入社 平成11年6月 電子デバイス事業推進本部長 平成12年4月 電子デバイス事業本部副本部長 平成12年6月 取締役 平成14年6月 常務執行役 平成15年4月 経営執行役専務（現在に至る） 平成15年6月 取締役専務（現在に至る）	6
取締役専務	小野 敏彦	昭和22年4月19日	昭和48年2月 当社入社 平成11年6月 LSI事業本部副本部長 平成12年4月 電子デバイス事業本部副本部長 平成13年6月 当社取締役 平成14年6月 執行役 平成15年4月 経営執行役常務 平成16年6月 取締役専務（現在に至る）	2
取締役専務	伊東 千秋	昭和22年10月10日	昭和45年4月 当社入社 平成11年6月 パーソナルビジネス本部第二パーソナルシステム事業部長 平成12年9月 パーソナルビジネス本部長代理 平成13年4月 パーソナルビジネス本部長 平成14年6月 当社執行役 平成15年4月 経営執行役常務 平成16年6月 取締役専務（現在に至る）	4
常勤監査役	高谷 卓	昭和17年2月18日	昭和40年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成11年6月 常務取締役 平成12年4月 専務取締役 平成13年4月 代表取締役副社長 平成15年4月 代表取締役 平成15年6月 常勤監査役（現在に至る）	14
常勤監査役	稲垣 博正	昭和20年7月26日	昭和45年4月 当社入社 平成8年6月 システム本部第一システム事業部長 平成12年12月 システム本部長代理 平成13年10月 システムインテグレーション事業本部長代理 平成14年6月 システムインテグレーション事業本部副本部長 平成15年4月 当社経営執行役 平成16年6月 常勤監査役（現在に至る）	5
監査役	加藤 丈夫	昭和13年10月14日	昭和36年4月 富士電機製造(株)（現 富士電機ホールディングス(株)）入社 平成7年6月 同社専務取締役 平成10年6月 当社監査役（現在に至る） 平成11年6月 富士電機(株)（現 富士電機ホールディングス(株)）代表取締役 平成12年6月 同社取締役会長（現在に至る）	0

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
監査役	近藤 克彦	昭和12年9月5日	昭和35年4月 ㈱第一銀行(現 ㈱みずほ銀行) 入行 平成8年4月 ㈱第一勧業銀行(現 ㈱みずほ銀行) 取締役頭取 平成9年6月 同行顧問 平成12年6月 当社監査役(現在に至る) 平成14年4月 みずほフィナンシャルグループ名誉顧問(現在に至る)	0
監査役	稲葉 善治	昭和23年7月23日	昭和58年9月 ファナック㈱入社 平成元年6月 同社取締役 平成4年6月 同社常務取締役 平成7年6月 同社専務取締役 平成13年5月 同社代表取締役副社長 平成15年6月 同社代表取締役社長(現在に至る) 平成16年6月 当社監査役(現在に至る)	0
計				118

- (注) 1. 取締役 沢邦彦、野中郁次郎の両氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 監査役 加藤丈夫、近藤克彦及び稲葉 善治の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、株主をはじめとする利害関係者の方々に対して経営の透明性ならびに経営の効率性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。そのために、社外役員を積極的に任用するとともに、経営の監督機能と執行機能を分離し、2つの機能間での緊張感を高めることにより、経営の透明性と効率性を向上させてまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(i) 会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社の経営の監督機関としては取締役会があり、執行機関である経営戦略会議と経営会議に代表される執行機能の経営監督を行います。執行機関のうち、経営戦略会議では、経営に関する基本方針、戦略について討議し、決定いたします。経営会議では、経営執行に関する重要事項について決定いたします。なお、経営戦略会議および経営会議に付議された事項のうち、特に重要な事項については、取締役会にて決定いたします。

また、監督機能として監査役（会）があります。監査役（会）は取締役会および執行機能の監査業務を行います。

(ii) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

平成14年度は、経営の監督機能と執行機能の分離を実現するため、執行役員制度を導入し、取締役総数を32名から7名に大幅に削減いたしました。平成15年度は、取締役総数を7名から10名に増員いたしました。引き続き、比較的少人数の取締役会といたしました。取締役を増員した理由は、執行側の状況を把握している取締役の数を増やし、取締役会での議論を活発にしようとするものです。経営執行役兼務の取締役には、経営執行役として所轄の事業においては取締役会への説明責任を持つとともに、取締役として経営全般の見地から発言するということを期待いたしました。

平成15年6月の株主総会では、平成15年3月に取締役を退任しました福井 俊彦氏（現 日本銀行総裁）に代わりまして、社外取締役として大浦 溥氏（㈱アドバンテスト代表取締役会長）を選任いたしました。大浦氏は、当社の役員経験者であるため、商法が規定する社外取締役には該当しませんが、取締役 沢 邦彦氏（富士電機ホールディングス㈱代表取締役社長）とともに、非業務執行の取締役とし、より客観的な立場から経営監督に参画しております。

平成16年6月の株主総会では、野中郁次郎氏（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）を取締役に選任し、社外取締役を増員するとともに、若原 泰之氏（元朝日生命相談役）に代わり、新たに稲葉 善治氏（ファナック㈱代表取締役社長）を社外監査役として迎えました。

そのほかにも、平成14年度に設置したリスク管理委員会においては、引き続き企業活動におけるさまざまなリスク状況の把握とその対処方法の検討を行い、重要な事項は執行側の経営会議や監督側の取締役会に報告し対応を協議しております。これらにより、富士通グループとしての危機管理体制の強化を図っております。

(iii) 社外取締役および社外監査役の人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係の概要

当社の社外取締役および社外監査役は次のとおりであり、各社外取締役および監査役と特別の利害関係はございません。

社外取締役： 沢 邦彦、野中 郁次郎

社外監査役： 加藤 丈夫、近藤 克彦、稲葉 善治